



ご入学・ご進級

おめでとうございます！

春は新しい出会いがたくさんあります。これまでとは違った生活にワクワクしたりソワソワしたり、毎日色々な気持ちになりますね。一年生のみなさんもこれからの学校生活が楽しみです。気持ちが落ちない



いときは、できるだけ自分らしくいられるように、自分の好きなことをする時間をとりましょう。心がほぐれたらきっと元気に活動する力がわいてきます。

お世話になる 本校の学校医の先生方

- 内科 小川原秀太郎先生
(青木診療所)
- 歯科 櫻井秀人先生
(櫻井歯科医院)
- 眼科 佐藤宏先生
(さとう眼科クリニック)
- 耳鼻科 飯島正道先生
(飯島耳鼻咽喉科医院)
- 薬剤師 櫻井翔子先生
(池田薬局)

健康診断がはじまります

内科検診



栄養状態や心臓、肺の音、骨や皮膚の様子をみます。

歯科検診



歯や歯肉に病気や異常がないかをみます。

眼科検診



目や目のまわりに病気や異常がないかをみます。

耳鼻科検診



耳・鼻・のどに病気や異常がないかをみます。

身体計測



身長と体重を測ります。どのくらい成長したかな？

その他



視力検査や聴力検査、尿検査などもあります。

学校では法律によって健康診断をすることが決められています。その役割は、大きく二つあります。

学校生活を送るにあたり支障がないかどうか健康状態を把握するため、学校における健康課題を明らかにして、健康教育に役立てるためです。

学校の健康診断は、「病院でしっかりみてもらう必要があるかどうかをふるい分ける」健診です。専門医にみてもらう必要がある場合に通知をだしますので、早めに受診をするようにしましょう。

4月の保健行事

※身体測定・内科検診は運動着で行います。身体測定や内科検診があるときは、運動着で登校をするようにお願いします。

7日(火)～14日(火)	身体測定・視力検査	24日(金)	内科検診 1、2、4年
15日(水)、16日(木)	聴力検査	30日(木)	耳鼻科検診 2、4、6年と
20日(月)	検尿(一次)全校		保健調査票の有症状者

～保護者の皆様へ～

日本スポーツ振興センター 災害共済給付金について



学校の管理下（授業中、休み時間、登下校、郊外学習 など）においてケガなどをして医療機関を受診した場合、給付金を受けることができます。初診から治癒するまでの医療費の総額が5,000円以上（自己負担額ではありません）であることが給付の対象になります。村の福祉医療制度を使用した場合も、給付を申請することができます。（その場合は給付金は調整されます）



学校の管理下でケガをして受診したときは、学校へご連絡ください。申請に必要な書類をお届けいたします。治療を受けた医療機関等で証明を受け提出してください。受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなりますので、医療機関受診後は速やかに請求書類を提出してください。

学校において予防すべき感染症（学校感染症）について

学校感染症は、児童が感染することが多く、学校で流行を広げる可能性が高いものが定められています。かかった場合は**出席停止**となりますので、すみやかに学校へお知らせください。欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って療養してください。学校から出席停止についての通知をお渡ししますので、保護者の方が記入をし、登校できるようになりましたら学校へ提出をお願いします。

【主な学校感染症】

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 など

その他、校医・主治医の診断により感染力があり出席停止が望ましいと診断された感染症

例) 伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症 など

※医師から他の人に感染するので休むよう指示があった場合は、お知らせください。

